明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務八）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同九）　五
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一〇）　二
〔官庁報告〕
財　政
今後目指すべき地方財政の姿と令和三年度の地方財政への対応等についての意見（総務省）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四